最近の裁判例から (8)-借主要望の不伝達-

賃貸借契約の前提条件となる借主の要望を貸主に伝え なかった媒介業者に不法行為責任が認められた事例

(東京地判 令3・12・22 ウエストロー・ジャパン) 西崎 哲太郎

賃貸借契約の前提となる要望事項を明示し ていたにも拘らず、これを媒介業者が貸主に 正確に伝えなかったために、貸主の意向との 齟齬が判明して入居を断念した借主が、貸主 に対して初期費用の返還と、媒介業者に対し て損害賠償を求めた事案において、借主の動 機の錯誤による契約無効と、媒介業者の不法 行為責任を認めた事例(東京地裁 令和3年 12月22日判決 ウエストロー・ジャパン)

事案の概要

令和元年12月1日、税理士法人X(原告) は、テナントビル貸主 Y 1 (被告) との間で 本件ビル4階について賃貸借契約(以下、「本 件契約」という。)を締結し、敷金・礼金・家 賃等の初期費用として181万円余を支払った。

本件ビル6階には各テナント共用の貸会議 室があり、その管理規約では、1日3時間以 内とすることや17時以降はY1の関係者が宿 泊する場合があることなどが記載されていた。

Xは、この6階会議室を顧客との面談スペ ースとして利用できることを本件契約の前提 として重視しており、本件契約に先立ち、 Y1宛ての「入居に関する要望書」(以下、「本 件要望書」という。)をY1側の媒介業者 Y 2 (被告) に交付していた。

本件要望書の1枚目には、想定される使用 頻度や1日4時間程度利用したい旨等が具体 的に記載され、2枚目には、「利用頻度は上 記程度になると思いますが、今後は分からな いので、規約やルール上、利用頻度・回数を

制限されてしまうのであれば入居はできませ ん。オンライン予約が空いている場合につい ては無制限というのはできないでしょうか。 条件等でお互いに無理をしているのであれ ば、取りやめた方がいいのではないかと思い ます。」と記載されていた。

しかし、Y2は、本件会議室の利用条件を 巡ってこじれることを恐れて、本件要望書の 1枚目のみをY1に交付したうえで、Xに対 して、「Y1の了解が取れたので、予約が空 いていれば好きにお使いください。」との旨 を回答した。

本件契約締結後、6階会議室の利用条件(以 下、「本件利用条件」という。)を巡ってXと Y1が対立した。

Xは、見越し予約(仮予約)や予約キャン セルについても制限なく利用できることが必 須であると主張し、Y1は、他のテナントと の公平性の観点から無制限の見越し予約やキ ャンセルは認められないとした。

この結果、Xは、Y1・Y2に対し、本件 物件に入居しないことを伝えた。

Xは、Y1に対して、本件契約の錯誤無効 により支払済の初期費用の不当利得返還請求 を、Y2に対しては、Xの要望をY1に伝え なかったために損害を被ったとして不法行為 責任による504万円余の損害賠償請求を提起 した。

Y1は、Xに解約違約金を求めて反訴した。

2 判決の要旨

裁判所は、次のように判示して、Xの請求 につき、Y1に対する請求を全額認容し、 Y2に対する請求は一部認容した(Y1の反 訴は棄却)。

[本件契約の錯誤無効・不当利得返還請求]

X主張の本件利用条件は、6階会議室につき、①量的無制限(先約がない限り、利用時間・回数に制限がないこと)及び②質的無制限(見越し予約及び予約キャンセルについて制限がないこと)の双方の意味を含むものと解される。

この点、Xが提出した本件要望書2枚目では、見越し予約やキャンセルなどの質的無制限についての要望は読み取れないが、少なくとも量的無制限については明示されている。

本件要望書が Y 1 宛の書面であること、 Y 2 が Y 1 側の仲介業者であり、通常はその 書面がそのまま Y 1 に交付される関係にあったといえることから、 X は、本件要望書を Y 2 に交付することによって、 Y 1 に対する 上記動機の表示をしたと評価でき、本件契約 に係る X の意思表示につき、錯誤(動機の錯誤)があったといえる。

本件物件の利用目的が税理士事務所である 点を考慮すれば、面談スペースの確保ができ ない場合には、Xにおいて本件契約を締結す ることは通常はないであろうから、上記錯誤 は、要素の錯誤に当たり、本件契約に係るX の意思表示は錯誤により無効である。

よって、本件契約は無効であり、XはY1に対して初期費用181万円余の不当利得返還請求ができる。

[XのY2に対する不法行為請求]

Y2が本件要望書2枚目をY1に対し交付・説明しなかったことにより、Y1は、X が量的無制限を要望していることを認識する

ことがなかったと認められる。

そして、Y2は、Y1に本件要望書2枚目を見せていないことをX側に伝えないまま、Y1から特段の異議はなかった趣旨の回答を行っており、Xに対し、本件契約を締結するか否かを決めるに当たって重要な事項について、誤った情報を提供したといえるから、そのような情報伝達行為は、Xに対する少なくとも過失による不法行為に該当する。

これにより、Xは、X側媒介業者に対する 媒介手数料や保証会社への保証委託料、Y1 に対する礼金等131万円等の支出をすること となったものであり、これらがY2の不法行 為と相当因果関係のある損害となる

もっとも、Xの要望である質的無制限については、もともと本件要望書から読み取ることができるとは言い切れないものである(見越し予約や予約キャンセルが頻繁であるのならば、その点を明確に説明する必要があった。そして、そのような説明を受ければ、会議室の利用料の徴収を考えるオーナーから異議が出されることはほぼ間違いない)から、Xは、自らの落ち度によって、本件契約の締結を思いとどまる機会を逸したといえる。

よって、Xの過失割合を5割とし、Y2の 不法行為による損害を65万円余と認める。

3 まとめ

本事案は、借主が賃貸借契約を締結するかどうかの前提となる重要な条件について書面をもって提出したにも拘らず、これをありのままに貸主に伝えなかったことが媒介業者の過失による不法行為であるとした事例であり、媒介業務上の教訓となろう。

(調査研究部上席調整役)